

○「運行管理制度の強化」に関する質疑応答集

No	項目	質問	回答
1	総論	「運行管理制度の強化」に係る制度改正を行った理由如何。	平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を契機として、学識経験者、業界団体、労働組合等から構成される有識者検討会での議論を踏まえ、平成25年4月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が策定されたところ。 同プランにおいて、「運行管理制度の強化」については平成26年5月に実施することとされていたことを受けて、今回の制度改正を行ったものである。
2	総論	旅客自動車運送事業運輸規則の改正内容如何。	旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正省令は、平成25年8月23日に公布され、そのうち運行管理制度の強化に関する規定については平成26年5月1日に施行されること。 省令改正により、 ・乗務員の体調変化時等における措置(第21条第7項) ・運行に関する状況の把握のための体制の整備(第21条の2) 等が新たに規定されたものである。
3	第21条7項について	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第7項の趣旨如何。 第21条第7項 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。	事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたもの。 当該趣旨を踏まえ、運転者が運行中の疾病、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときに、旅客自動車運送事業者に対して申出を円滑に行えるような環境づくりに努めて頂きたい。
4	第21条7項について	どのような場合に旅客自動車運送事業運輸規則第21条第7項に違反することとなるのか。	事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがあるにもかかわらず、運転者等に対する運行の中止等に係る判断・指示等を全く行っていない事実が判明した場合には、運輸規則第21条第7項違反として取り扱うこととなる。

○「運行管理制度の強化」に関する質疑応答集

No	項目	質問	回答
5	第21条7項について	運転者の突発的発病等の健康起因事故が発生した場合であっても、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第7項に違反として取り扱われることとなるのか。	本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがある時に、運転者等に対する運行の中止等に係る判断・指示等の必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものであり、例えば、運転者からの申出に対し、事業者が必要な指示等を全く行わなかった等の事実が確認された場合には、当該措置義務違反として取り扱うこととなる。 したがって、突発的な健康起因事故等のように、合理的に考えて、本項の措置が義務付けられている事業者に全くの瑕疵が認められない場合等については、措置義務違反の適用は受けないものと判断される。
6	第21条7項について	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第7項に違反した場合の処分内容如何。	第21条第7項に違反した場合には、初違反は警告とし、再違反は10日車となる。
7	第21条の2について	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2の趣旨如何。 <i>第21条の2(運行に関する状況の把握のための体制の整備)</i> 旅客自動車運送事業者は、第二十条、前条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。	旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を適正かつ確実に与える体制を整備しなければならないことを義務付けたもの。

○「運行管理制度の強化」に関する質疑応答集

No	項目	質問	回答
8	第21条の2 について	第21条の2が施行されることにより、旅客自動車運送事業者に対して具体的にどのような義務付けがなされるのか。	<p>① 全ての旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととなる。(運転者個人の携帯電話等でもよい。)</p> <p>なお、「電話その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により乗務員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。</p> <p>※平成26年5月1日施行</p> <p>② 一般乗合旅客自動車運送事業者(乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く)及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、上記①に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないこととなる。</p> <p>※平成27年5月1日施行</p>
9	第21条の2 (内容①) について	「電話その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制」が整備されていれば、営業所を不在としていても問題はないのか。	本制度改正においては、事業用自動車の運行中は電話等により乗務員に対して必要な指示等を行える連絡体制を整備する旨を求めているものであり、営業所の常駐等による物理的拘束まで求めるものではない。
10	第21条の2 (内容①) について	例えば携帯電話の電源が切れた場合や電波の届かない場所を運行する場合、故障した場合等により乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制が整備されていない場合はどのように取り扱われるのか。	明らかな事業者の過失、不備等により、事業用自動車の運行中の電話等による連絡体制が整備されていない場合は、第21条の2に係る法令違反として取り扱うこととなる。
11	第21条の2 (内容②) について	「事業用自動車の運転業務に従事せず」とは具体的にどのような意味か。	営業所に所属する事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないことを意味している。

○「運行管理制度の強化」に関する質疑応答集

No	項目	質問	回答
12	第21条の2 (内容②) について	運行管理者が運転業務に従事せずに、車掌等として事業用自動車に乗務することは問題ないのか。	本制度改正では、運行管理者が事業用自動車の運転業務に従事することを禁止するものであるから、運転者以外の車掌等として乗務する場合は問題ないこととなる。
13	第21条の2 (内容②) について	交替運転者が配置されている場合には、運行管理者が運転業務に従事することは問題ないのか。	交替運転者が配置されている場合でも、運行管理者の運転中に他の運転者等から申出を受けた場合に運行の中止等に係る判断・指示等を適切に行うことが困難となる事態が想定される。加えて、運行管理者自身が運転中に体調変化等が生じた場合、より客観的な立場から判断等を行うことが困難となることも想定される。 そのため、交替運転者が配置されていた場合であっても、運行管理者が運転業務に従事することを禁止するものである。
14	第21条の2 (内容②) について	事業用自動車の運転業務に従事していなければ、営業所に常駐していなくても問題ないのか。	本制度改正においては、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は事業用自動車の運転業務に従事してはならない旨を求めているものであり、営業所の常駐等による物理的拘束まで求めるものではない。 ただし、事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがあるにもかかわらず、運転者等に対する運行の中止等に係る判断・指示等を全く行っていない事実が判明した場合には、運輸規則第21条第7項違反として取り扱うこととなる。
15	第21条の2 (内容②) について	「少なくとも一人の運行管理者」とは具体的にどのような意味か。	事業用自動車の運行中は、運行管理者のうち少なくとも一人が事業用自動車の運転業務に従事してはならないことを求めるものであり、複数の運行管理者が選任されている営業所にあつては、運転者としての選任自体を禁止するのではなく、ローテーションにより対応することができることとなる。
16	第21条の2 (内容②) について	1名の運行管理者が選任されている営業所であつて、運行車両が1台のみの場合、運行管理者が当該車両に運転者として乗務することは可能なのか。	運行管理者は、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行う必要があるが、そのためには、運転業務に従事していない状態より客観的な立場から判断、指示等を行うことが求められる。 そのため、例え運行を行う車両が1台であっても、運行管理者が1名しか選任されていない営業所にあつては、運行管理者が事業用自動車を運転することは禁止される。

○「運行管理制度の強化」に関する質疑応答集

No	項目	質問	回答
17	第21条の2 (内容②) について	タクシー事業者や特定旅客自動車運送事業者に対しては、上記②の適用対象外となる理由如何。	<p>タクシー事業については運行形態上、短距離・少量輸送が想定されることから、運行管理者が運転業務に従事していても、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行うことが可能であると考えられる。また、特定旅客運送事業についても、定路線・短距離輸送が想定されることから、同様の解釈が可能であると考えられ、これらの事業については②の適用対象外としたものである。</p> <p>ただし、①の規定については全ての旅客自動車運送事業者が対象となるため、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととなる。</p>
18	第21条の2 (内容②) について	離島に存する営業所において、離島での運行については上記②の適用対象外となる理由如何。	<p>離島での運行については短距離運行が基本であり、運行管理者が運転業務に従事していても、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行うことが可能であることから、②の適用対象外としたものである。</p> <p>ただし、①の規定については全ての旅客自動車運送事業者が対象となるため、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととなる。</p>
19	第21条の2 について	どのような場合に旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2に違反することとなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運行中、電話等を用いて乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備していなかった場合 ・一般乗合旅客自動車運送事業者(乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く)及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中、全ての運行管理者(運行管理者が1名しか選任されていない営業所にあつては当該運行管理者)が一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事していた場合には、運輸規則第21条の2違反として取り扱うこととなる。
20	第21条の2 について	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2に違反した場合の処分内容如何。	第21条の2に違反した場合には、初違反は10日車とし、再違反は20日車となる。